アルマティ	カザフスタン	1027.6	−6.5	−3.6	32	73	4	4
タシケント	ウズベキスタン	1024.9	−0.6	−4.6	65	100	5	10
バンコク	タ　イ	1009.6	29.0	0.4	65	355	4	3
クアラルンプール	マレーシア	1008.7	28.2	0.9	371	182	6	18
ニューデリー	イ ン ド	1013.8	16.8	−0.6	2	8	1	1
コロンボ	スリランカ	1008.7	27.5	0.2	140	197	−−	11
カ ラ チ	パキスタン	1014.9	20.6	−0.6	0	0	2	0
モスクワ	ロ シ ア	1026.0	−11.7	−5.0	36	84	−−	12
ミンスク	ベラルーシ	1023.3	−10.5	−6.0	45	115	4	11
キ エ フ	ウクライナ	1024.4	−10.0	−7.2	33	89	2	9
ヘルシンキ	フィンランド	1020.3	−8.1	−2.4	52	134	5	11
オ ス ロ	ノルウェー	1019.2	−4.3	0.8	10	21	1	3
コペンハーゲン	デンマーク	1023.4	0.1	−1.3	20	72	−−	7
ワルシャワ	ポーランド	1024.0	−6.1	−5.1	35	123	5	8
ベルリン	ド イ ツ	1025.8	−1.3	−3.0	32	83	3	8
プ ラ ハ	チ ェ コ	1027.1	−4.4	−4.0	8	42	1	5
ブカレスト	ルーマニア	1023.0	−6.5	−7.1	69	202	5	9
ベオグラード	セルビア	1024.0	−3.1	−6.3	62	157	5	9
レイキャビク	アイスランド	1003.7	2.6	2.5	135	161	5	23
ダブリン	アイルランド	1028.5	6.6	1.2	21	44	−−	9
ロンドン	イギリス	1029.9	4.9	−1.3	17	36	2	4
ルクセンブルク	ルクセンブルク	1029.0	−1.5	−3.1	13	20	−−	4
パ　リ	フランス	1029.9	1.8	−3.3	6	14	0	1
ウィーン	オーストリア	1025.4	−2.1	−3.8	27	63	2	6
ジュネーブ	ス イ ス	1027.0	−2.1	−4.7	1	2	−−	0
マドリード	スペイン	1024.8	6.2	−1.6	6	17	1	1
リスボン	ポルトガル	1024.8	11.0	−1.4	0	0	0	0
アンカラ	ト ル コ	1020.9	−1.9	−4.0	48	138	4	10
ダマスカス	シ リ ア	1016.5	7.3	−0.5	20	61	3	5
リ ヤ ド	サウジアラビア	------	---	---	---	---	--	--
アスワン	エジプト	1015.8	19.2	1.1	0	---	--	0
チュニス	チュニジア	1016.9	10.4	−1.8	88	175	5	9
カサブランカ	モロッコ	1023.1	11.8	−1.8	4	8	1	1
アジスアベバ	エチオピア	------	---	---	---	---	--	--
バ マ コ	マ　リ	1008.5	26.8	−1.5	0	0	−−	0
ダカール	セネガル	1013.2	19.7	−1.0	0	0	5	0
ダルエスサラーム	タンザニア	1009.5	27.8	−0.3	36	59	−−	3
ケープタウン	南アフリカ	------	21.7	0.6	6	40	2	2
グース	カ ナ ダ	1010.2	−15.7	0.0	73	130	4	9
ホワイトホース	カ ナ ダ	1011.1	−6.0	6.4	9	75	3	3
ニューヨーク	アメリカ合衆国	1017.1	5.2	3.2	34	50	2	4
ワシントン	アメリカ合衆国	1019.1	6.9	3.0	59	92	4	8
シ カ ゴ	アメリカ合衆国	1019.0	0.5	2.9	42	94	5	7
サンフランシスコ	アメリカ合衆国	1019.6	11.3	−0.3	17	16	2	6
モンテレー	メキシコ	1017.0	17.1	−1.0	41	216	1	9
キングストン	ジャマイカ	1015.3	26.4	0.3	1	6	1	0
サンファン	プエルトリコ	1017.0	25.4	0.1	50	94	4	14
カラカス	ベネズエラ	1012.8	25.1	−0.1	53	217	5	6
フォルタレザ	ブラジル	1011.3	26.7	−0.4	210	121	4	16
リ　マ	ペ ル ー	------	---	---	---	---	--	--
ロサリオ	アルゼンチン	1009.7	24.4	1.2	195	163	5	9
ホノルル	ハ ワ イ	1017.8	23.5	0.5	29	55	3	4
ポンペイ	ミクロネシア	------	26.6	−0.8	335	136	5	−−
コロール	パ ラ オ	------	27.5	0.0	275	113	5	−−
ナンディ	フィジー	------	---	---	---	---	--	--
クライストチャーチ	ニュージーランド	------	---	---	---	---	--	--
ブリスベーン	オーストラリア	1011.9	24.7	−0.1	157	112	−−	11
キャンベラ	オーストラリア	1013.2	19.0	−1.2	127	263	−−	12
パ ー ス	オーストラリア	1012.0	24.8	0.2	18	69	4	2
昭和基地	南　極	989.1	−4.0	−1.1	---	---	--	--

注）------は未入電または欠測を表す。

公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成24年３月19日から４か月間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成24年３月28日

神戸地方法務局長　柳井　康夫

記

氏名　柳澤　　敦

所属する司法書士会　兵庫県司法書士会

登録番号　兵庫第1447号

事務所の所在地　神戸市中央区中町通３丁目１－16サンビル501

違反行為　不当誘致行為及び品位保持義務違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年３月28日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成24年３月８日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　名通エンジニアリング株式会社　風巻　捷三　愛知県名古屋市中村区太閤一丁目２番６号　国土交通大臣許可（般―22）第19010号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年２月20日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年３月28日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成24年３月８日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社豊通マシナリー　山瀬　雅範　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号　国土交通大臣許可（特―19）第21586号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年２月20日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年３月28日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成24年３月８日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社愛協　山下　一雄　愛知県名古屋市北区落合町168番地　国土交通大臣許可（般―20）第20328号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、塗装工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年３月２日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。